

社会福祉法人 元気村
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）
栗橋グループホーム翔裕園 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人元気村が設置する指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）（「栗橋グループホーム翔裕園」（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が、認知症の状態にある要介護高齢者（介護予防認知症対応型共同生活介護にあっては要支援高齢者）（認知症に伴って著しい精神症状や行動異常がある者を除く。以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、共同生活住居において、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

3 事業の実施に当たっては、要介護者の家族や地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、外部サービスも利用して総合的なサービスの提供に努める。

4 事業の運営にあたっては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う主たる事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1 名 称 栗橋グループホーム翔裕園

2 所在地 埼玉県久喜市小右衛門951-5

（併設：老人保健施設 栗橋ナーシングホーム翔裕園）

3 電話番号 0480-55-2024（代表） FAX 番号 0480-55-2029

4 介護保険指定番号 1171100793

5 開設年月日 平成16年6月1日

(利用定員)

第4条 事業所の利用定員及び居室数は次の通りとする。

- 1 定員 18人(1ユニット9人×2)
- 2 居室数 18室(1ユニット9室×2)

(職員の員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤)(兼務)介護従事者として
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
また、フロア内で人員が不足されている際は介護従事者として勤務する。
- 2 計画作成担当者 2名
計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- 3 介護従事者 13名以上
介護従業者は、介護計画に基づき、必要な介護及び支援を提供する。
- 4 看護師 1名
ご入居者に対しての健康管理。受診指示。

(事業の内容)

第6条 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の内容は次のとおりとする。

- 1 入浴・排泄・食事・口腔・着替えなどの介助
- 2 日常生活上の世話
- 3 日常生活の中での機能訓練
- 4 相談・援助等

(事業の利用料及びその他の費用の額)

第7条 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の割合区分に定める額とする。

- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
 - 一 居住費 5,4000 月/円 (生活保護受給者 3,7000 月/円)
 - 二 食材料費 朝食 320円/日 昼食 620円/日 夕食 500円/日
 - 三 水道光熱費 2,4000 月/円
 - 四 共益費 1,6500 月/円
(トイレ[°]-^ハ-、共用部電球、洗剤代、IL^ハ-^タ保守料等)
 - 五 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 月途中の入退居については日割り計算とする。

（身体の拘束等）

第8条 当事業所は、原則として入居者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の管理者が様態及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を同意書に記載する。

（入退居に当たっての留意事項）

第9条 指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の対象者は、要支援2または要介護状態であり、認知症の状態である者で、かつ少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。

- 2 入居の際は、主治医の診断書等に基づき、認知症の状態であることを確認する。
- 3 協力医療機関、協力歯科医療機関を定め、介護保険施設等と連携して、緊急時には速やかに必要な処置を行なう。
- 4 対象者は、入居に際し、常時医療機関において治療をする必要がないこととする。
- 5 退居に際しては、入居者及び家族の意向を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護への継続性に配慮し、他のサービス提供機関との連携に努め、必要な援助を行うよう努める。

（衛生管理等）

第10条 入居者が使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともにまん延する事がないよう、水廻り設備等、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 従業員は、感染症などに関する知識の習得に努める。

（協力医療機関）

第11条 入居者の病状の急変及びサービス提供体制の確保のため、協力医療機関を下記に定める。

- 1 済生会加須病院
埼玉県加須市上高柳 1680 番地 (0480-70-0888)
- 2 小林歯科
埼玉県久喜市栗橋東 1-7-13 (0480-52-2275)

（守秘義務及び個人情報の保護）

第12条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当

な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報をもつことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員などが本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なう。

- (1) 防火管理者を所定の研修を終えた職員より選出する。
- (2) 火元責任者を現場責任者より選出する。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 入居者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
 - ④ 施設は上記に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(要望及び苦情などの相談)

第14条 当事業所の管理者が受付担当とし、相談に応じることとする。

(電話0480-55-2024)

- 2 要望や苦情は管理者に寄せていただき、速やかに対応していくこととする。
- 3 久喜市の相談窓口、久喜市役所の本庁介護保険課、埼玉県国民健康保険団体連合会に直接苦情申し立てをすることもできる。

久喜市役所介護保険課

電話 0480-22-1111 (代表)

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係

電話 048-824-2568 (直通)

(虐待防止に関する事項)

第15条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 当事業所は、サービス提供中に当該施設従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（個人情報保護の保護）

第16条 当事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 当事業所は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 当事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 4 従業者であった者に、職務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（業務継続計画の策定等）

第17条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第18条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 従業者が医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（職員の質の確保）

第19条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第20条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を、次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回以上
 - 三 自発研修 随時 但し、管理者がサービスの質的向上に繋がると認めた場合とする。
- 2 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人元気村理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、	平成	16年	6月	1日	
	平成	16年	9月	1日	
	平成	16年	11月	1日	
	平成	17年	10月	1日	
	平成	18年	4月	1日	
	平成	18年	6月	1日	
	平成	19年	4月	1日	
	平成	19年	9月	1日	
	平成	20年	5月	1日	
	平成	21年	4月	1日	
	平成	26年	4月	1日	
	平成	27年	4月	1日	
	平成	30年	11月	1日	
	令和	1年	10月	1日	
	令和	3年	11月	1日	
	令和	6年	4月	1日	施行する。